(様式1)

## 平成 23 年度 研 究 助 成 報 告 書

提出日 平成24年3月30日

研究の種類

共同研究(含む海外) ・ 個人研究 ・ 出版助成

## 研究課題名:

「アジアにおける教育費の税控除政策に関する比較研究 —教育機会の平等化メカニズムはどのように構築されているか—」

## 研究代表者及び研究分担者:

国際学部・准教授・西村史子

研究期間(2011(平成23)年4月1日—2012(平成24)年3月30日)

**2011 (平成 23) 年 4 月** 台湾の教育バウチャーの現状について、ERIC、EBSCO 等のデータベースを活用して、 資料を収集。これにより、台湾の①就学前バウチャー (2000 年開始) および②大卒対象の就労支援教育バウチャー (2009 年開始) を確認し、実態を整理。

2011 (平成 23) 年 5-6 月 香港の教育バウチャーの現状について、ERIC、EBSCO 等のデータベースを活用して、資料を収集。同政策について、香港教育局担当課に Email で質疑応答。これにより、香港の就学前バウチャー (2007 年開始) を確認し、進捗状況を把握。

2011 (平成 23) 年 7 月 インドの教育バウチャーの導入について、ERIC、EBSCO 等のデータベースを活用して、資料を収集。同政策について、駐日インド大使館図書館に Email で及び職員に直接情報提供を要請。これにより、デリーで開始された教育バウチャー (School Voucher) (2007 年導入)、「無償義務教育法」(2009 年成立)による全国レベルの教育バウチャーの開始を確認。「現代インド地域研究拠点研究会(TINDAS)」のリサーチ動向を把握。

2011 (平成23) 年8月 シンガポールの教育バウチャーの導入について、内閣府の資料により①小学校/中学校 以上卒を対象とした IT 教育バウチャー (IT Power) の実施 (2001 年時点) を確認し、②少子化対策のベビーボーナスや貯蓄補助、大幅な税控除制度の概要を整理。

2011 (平成 23) 年 9 月 日本教育社会学会第 63 回大会(お茶の水女子大学)公開国際シンポジウム「学力格差と教育政策 - 香港・上海・日本の PISA 結果から―」(9月 25 日)に参加し、中国大都市の教育事情について情報を入手。

**2011 (平成 23) 年 11 月** 和光大学人間科学部紀要第 5 号に「香港の就学前教育におけるバウチャー制の導入」を投稿。受理され、香港出張での成果による修正を経て、平成 24 年 3 月に発行済。

**2012** (平成 24) 年1月 現代インド地域研究拠点第4回研究会(東京大学法文1号館)「インドの教育と政府支援」(1月 28日) に参加し、現代インドの教育および経済事情について情報を入手。

2012 (平成24) 年2月 香港(2月26-29日)、上海(2月29日-3月3日)に出張し、教育事情について情報

を入手。香港では、香港教育学院、香港中文大学、香港教育局にて、教育バウチャー政策に関わる教員および行政官に面談し、導入経緯と目的を確認。幼稚園教員の専門職性の高度化について、過去の制度改革の不明瞭な点を質疑応答。香港教育制度について英語文献・資料を入手。香港市図書館にて、香港の教育制度に関する英語文献の閲覧と複写。上海では、上海教育委員会を訪問し教育事情について説明を受け、質疑応答。バウチャー・税控除制度は存在せず、むしろ学区外への越境入学費用(択校費)の増、就学前教育での私立幼稚園選好の状況など確認し、各家庭の教育費負担が年々過重になっている現状を把握。上海図書館で上海の教育制度に関する資料の閲覧と複写。

**2012 (平成 24) 年3月** 日本比較教育学会第 48 回大会 (九州大学) (6 月 9,10 日) に、「インドにおける「無償 義務教育に関する子どもの権利法 (RTE 2009)」の成立とホームスクーリングの動向」の報告発表を申込み。

以上

研究組織 [西村史子,国際学部,個人・代表]
(共同研究のみ記入)
研究発表(印刷中も含む)雑誌及び図書
(1)「香港の就学前教育におけるバウチャー制の導入」『和光大学人間科学部紀要』第5号 2012年3月、
pp. 39-51
(2)「「インドにおける「無償義務教育に関する子どもの権利法 (RTE 2009)」の成立とホームスクーリングの動向」 日本比較教育学会第 48 回大会(於九州大学)(6 月 9,10 日)発表申込済み

(様式3)

## 研究実績の概要:

本研究の目的は、各家庭の教育費の軽減に関する政策について、アジア諸国の税の優遇措置を比較分析し、日本での実効性と有効性について検討するものであった。新自由主義の影響下で、1990年代以降、アメリカ合衆国をはじめ世界各国で税の優遇措置が実施され、各家庭の教育に関わる諸経費が所得控除や税額控除の対象になったり、学校選択とともに保育料/授業料バウチャーが導入されている。受給後に保護者が使途を変更できる諸手当とは異なり、教育費や保育費に使途を限定した税の優遇措置やバウチャー給付は、子どもの教育を受ける機会や権利を直接に保障するものである。

そこで、ミルトン・フリードマンの理論に影響を受けてアメリカ合衆国の複数の州で導入されている学校選択の自由、所得税の控除、学校教育バウチャーが、アジア諸国でどのように受容され実施されているのかを確認する作業を行った。助成を受けた 2011 (平成 23) 年度は、特に中華圏に着目し台北(台湾)、香港、上海、シンガポールを比較対象とし、経済発展の著しいインドも加えた。

(1) 台湾での幼児教育バウチャーは、1997年度にまずは台北で導入され、2000年度に台湾全土で制度化された。義務教育就学直前の5歳児を私立幼稚園に通園させている家庭への授業料補助である。バウチャーが使用可能なのは認可幼稚園に限定されて質の向上を企図したが、カリキュラムのガイドラインは作成されず、幼稚園教員の質向上や資格制度の充実整備を伴わないため、その効果については批判が多い。さらに、3-6歳の幼児のうち50%以上が幼児教育ないし保育サービスを受けていない現状が指摘され、極めて限られた家庭の子ども達がバウチャー制の恩恵を受けていること、私立に授業料を支払い、バウチャーを利用して幼稚園を選択/品定めできる家庭であることが一つのステイタスとなって、社会文化的に上位の層として評価され始めているなど、平等な機会の提供とは程遠い現実が明らかとなった。そして、バウチャーの額面は私立幼稚園の授業料の僅か5-8%程度にすぎない。

最新の教育バウチャー制として、大卒者の失業対策が加わっている。2010年度から開始された模様だが、台湾内の失業者の40%以上を占める大卒者に対し、失業が3か月以上継続している場合、年間最大1000香港ドルまで職業訓練の費用に使用できるというものである。ただし、上位の学位取得のための費用には充当できない。

- (2)香港については、2007年度に開始された就学前教育/保育のバウチャー制に着目した。幼保一元化が進み、幼稚園教員及び保育士の専門職性の向上が図られると同時に、該当年齢の子どものいる全家庭に授業料のバウチャーが一律に給付され自由に幼稚園を選択させるという制度改革が進行している。2011年度は各家庭子ども一人当たり 16000 香港ドルである。バウチャー制とともに授業料額の範囲を限定し、制度に参加する幼稚園には市作成のカリキュラムに従うことが指示されている。この結果、多くの幼稚園が改革を受入れ、市内の就学前教育全体が「公営化」の様相を呈し、教育機会の均等化が達成されようとしている。バウチャー制と選択の自由を保障し多様な機会を提供することが、教育機会の平等を達成するとしたアメリカ合衆国の政策理論は、香港の就学前教育全体の多様性を縮減し均質化することに活用されている。以上の知見は、「香港の就学前教育におけるバウチャー制の導入」『和光大学人間科学部紀要』第5号 pp. 39-51 (2012年3月発行) に記述した。
- (3)シンガポールの場合、超少子化の進行に歯止めをかける政策として、家庭への養育費用に関わって出生時に一律の給付金(ベビーボーナス)や乳幼児期に貯蓄積立補助制度があることと、多様な税控除を設けているのが特徴的である。教育費よりも養育費の補助と言いかえたほうが適切である。給付金は所得制限がない。積立補助は上限が設けられているが保護者の貯蓄と同額が支払われ、就学前教育の支払いに充当できる。税控除については以下が挙げられる。①扶養児童控除(Qualifying Child Relief)は、16歳未満の子ども一人につき一定金額

を所得控除 (第3子まで2000 シンガポールドル)、②就業女性児童控除 (Working Mother's Child Relief)は、就業女性に対し、所得の一定割合を所得控除(第1子は5%、第2子は15%だが上限あり)、③祖父母保育控除(Grandparent Caregiver Relief)は、就業女性に対し、子どもの保育を父母に依頼している場合の所得控除(3000シンガポールドル)、④外国人メイド保育控除(Relief for Foreign Maid Levy)は、家庭で外国人メイドを雇用した場合に発生する人頭税の2倍相当額を所得控除するもの(上限あり)である。さらに、2005年以降の扶養者税額控除(Parenthood Tax Rebate  $\leftarrow$ Special Tax Rebate を改正)は、現在第1子は5000、第2子は10000、第3子以降は20000シンガポールドルとなっている。明らかに就労女性ひいては高額所得層の出産を促す狙いがある。教育費用の平等化よりも、能力主義の社会を勝ち抜いた高学歴で高所得層の女性が、子育ての経済的負担に躊躇している状況を打開しようとする政策が採用されている。

(4) インドでは、1951年に憲法を制定し、各州に無償の義務教育の実現について努力を求めていたが、英植民地以来のエリート主義と根強いカースト制度の残存ゆえに一般民衆への初等教育の普及すら緩慢で、1990年代に世銀の資金供与と欧米各国のプロジェクトにより就学率が向上し、ようやく 2002年に憲法が改正されて国民の教育を受ける権利の保障、州の 6・14歳を対象とする無償義務教育の整備義務が示された。しかしながら財政的な裏付けや伝統的に学校教育から忌避して/排除されてきた層を包摂する手続きの見通しがなく、法的整備は遅れ、2010年になって「無償義務教育に関する子どもの権利法」(The Right of Children to Free and Compulsory Education Act: RTE 2009年成立)が施行された。同法第12条では、公的補助を受けている私立学校は無償で義務教育を提供、さらには補助無しの私立学校でも25%以上の無償入学枠を貧困層の子女を対象に設けることが定められている。これで、経済的理由で教育の機会が十分に得られなかった層に、学校選択の自由が一定程度保障され、インドの教育機会の平等化が本格的に進められようとしていると評価できる。すでに2007年にデリーにおいて、NPO法人のCenter for Civil Society (CCS)によるインド初のバウチャー制(Delhi Voucher Project)が実験的に試みられて、68 学区の生徒達408名が選抜された。私立学校を選択した生徒達の学力向上と満足度の大きいことが明らかとなって、同プロジェクトの評価は行政側からも高い。このパイロット事業の成功が、同法の規定につながっている。

1961 年以降、学校教育の授業料(tuition)の所得税控除は存在し、子女の通う就学前教育から高等教育の全ての学校に支払う授業料について認められている。現在は 10 万ルピーが上限である。インドの現状からすれば、高所得層への優遇措置に他ならない。

以上のインドの教育改革の動向を、インドの植民地時代から伝統的に認められてきたホームスクールとの関わりで、教育機会の平等化の達成か否かの視点で分析し整理し、第 48 回日本比較教育学会大会で「インドにおける「無償義務教育に関する子どもの権利法(RTE 2009)」の成立とホームスクーリングの動向」(2012 年 6 月 16, 17 日 於九州大学)と題し報告する予定である。